

南丹市地域自立支援協議会
議 事 録

南丹市地域自立支援協議会事務局
(南丹市福祉保健部社会福祉課)

令和5年度第3回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 招集年月日 令和5年11月1日（水）
2. 開催年月日 令和5年12月11日（月）午後2時～3時50分
3. 開催場所 南丹市役所 2号庁舎 3階301会議室
4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名
 - (1) 委員の総数 18名
 - (2) 出席者数 11名
 - (3) 出席した委員の氏名（敬称略）

役職	氏名	所属役職	出欠	備考
会長	岩内 守	社会福祉法人京都太陽の園法人事務局長	○	
副会長	山本 美佐子	南丹市身体障害者福祉会理事	○	
委員	孔 栄鍾	佛教大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	×	
委員	小畑 正彦	南丹市民生児童委員協議会幹事	○	
委員	新井 智仁	南丹市社会福祉協議会自立支援部長	○	
委員	小林 義博	口丹心身障害児者父母の会連合会	○	
委員	木戸 吉行	南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つばみ会代表	×	
委員	高向 一統	特定非営利活動法人城山共同作業所施設長	×	
委員	中村 拳	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター 放課後等デイサービス ひまわりくらぶ 児童発達支援管理責任者	×	
委員	奥村 研也	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮長	○	
委員	勝山 貴至	ふない聴覚言語障害センター長	○	
委員	荒樋 修生	京都西陣公共職業安定所園部出張所総括職業指導官	×	
委員	小林 仁	なんたん障害者就業・生活支援センター長	○	
委員	由良 知子	京都府立丹波支援学校長	×	
委員	中川 豊	京都中部総合医療センター事務局長	○	
委員	保城 幹雄	京都府南丹保健所福祉所長	○	
委員	高橋 正明	花ノ木医療福祉センター 地域支援課相談係相談支援専門員	×	
委員	青山 直子	障害者生活支援センターこひつじ相談支援専門員	○	
合計	18名		11名	

5. 傍聴者数 1名

6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

<p>司会</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまより、南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきます。</p> <p>司会を務めさせていただき、南丹市福祉保健部社会福祉課長の奥村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、岩内守会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>皆様には、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。年の瀬が迫ってきた時期となっておりますが、今年はスポーツで盛り上がった年だったように感じています。国際大会やワールドカップ、WBCで大変盛り上がりました。</p> <p>私は、スポーツ観戦の際、職場の組織と重ね合わせることがよくあります。ワールドカップで一丸となって戦うチームメンバーについても、普段は別々のチームで戦っているそれぞれの選手たちが、ワールドカップに向けて1つのチームになっていきます。1つの課題に対して関係機関で連携して取り組んでいくのも同じであると思います。4年に1度のワールドカップに向けて、チームになっていく、障がいの計画についても3年ないし6年かけて、課題に対し取り組むために、様々な機関がチームになって取り組んでいきます。課題の解決に向けて取り組んでいくのは大変な部分もありますが、計画期間の中でPDCAを回し、取組を遂行して達成していけるような計画となるよう、しっかりと計画策定を進めていくことが重要であると思います。そのために、皆様のお知恵を拝借させていただければと思います。</p> <p>本日の協議会は、第4期障害者計画及び第7期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定にかかる案について協議していければと思います。計画策定へのご意見を賜りたく思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>司会</p>	<p>本日の協議会にあたりましては、孔委員、木戸委員、中村委員、荒樋委員、由良委員の5名から欠席のご連絡をいただいております。また、保城委員から少し遅れる旨の連絡をいただいております。</p> <p>次に、会議の成立についてご報告申し上げます。委員数18名のうち本会議の出席委員数は10名です。委員の半数以上にご出席いただいておりますので、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、本日の協議会より委嘱しております委員の方に変更がございましたのでご報告させていただきます。京都中部総合医療センター事務局長 中川豊委員です。前委員の山内晴貴委員がご退職されたことによる変更となっております。</p> <p>委嘱状については、大変失礼ながら、机の上に置かせていただいておりますことをご了承願うとともに、新しい委員の方におかれましても、大変お世話になり</p>

	<p>ますがよろしくお願いいいたします。</p>
中川委員	<p>京都中部総合医療センターの事務局長を拝任いたしました中川と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
司会	<p>続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。南丹市福祉保健部の矢田部長、社会福祉課の田中課長補佐、社会福祉課障害者福祉係の川口係長でございます。また、前回と同様に、昨年度より「第4期南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」の策定業務を委託しております、株式会社ぎょうせいの吉川研究員にもご出席いただいております。</p> <p>次に、本日の配布資料についてご確認をお願いします。次第（委員名簿）、資料①「第4期南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）」、資料②「第4期南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に係る今後のスケジュールについて」、資料③「第4期南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（概要版）」です。</p> <p>以上ですが、お手元に届いていない資料はございませんか。ご確認ありがとうございました。</p> <p>それでは、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第1項の規定により、岩内会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、次第に基づきそれぞれの議題について進めていきます。協議事項(1)第4期南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に係る案について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>協議事項(1)第4期南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p>資料①をご覧ください。前回の協議会で委員の皆様よりご意見いただいた内容を検討し、見直した案がこちらの資料①です。見直しを行ったことで修正や追記しました箇所については、赤字で表記させていただいております。本日は、それらの部分を中心にご説明したいと思います。</p> <p>最初に、「障害者計画」の名称ですが、次期計画が4期目となることから「第4期南丹市障害者計画」とし、表紙においても「第4期」を追記することで修正を行いました。それから、全体を通してですが、「障がい（害）」の「がい（害）」の字について、使用基準を明記したほうがよいとのご意見を前回いただいておりますので、表紙裏の目次ページの最後に使用基準の説明を追記いたしました。その基準に沿ってひらがな表記すべき箇所は見直し、同時に「障害のある方」という表記も「障がいのある人」に統一を図っています。ただし、アンケート調査概要については調査当時の表記を踏襲し、事業説明等についても「障がいのある人」ではなく「障がい者」の表記が適切と判断した場合はあえて使用することとしています。</p> <p>それでは、表紙裏の目次からご覧ください。今回、構成を大きく変更したところは第5章と第6章です。前回の素案では、18歳以上の方を対象とする「障害福祉計画」</p>

と、18歳未満の児童を対象とする「障害児福祉計画」をどちらも第5章にて記載していましたが、サービス提供の根拠法も異なることから、今回分けて記載する手法に変更しました。また、国基準をベースとする「成果目標の設定」とサービス見込み量の「活動指標」を別々に記載していた点も見直し、各目標に関係する提供サービスの内容と見込み量を並べて表記することで、各目標の達成にどのような提供サービスを見込んでいるのかが視覚的にわかりやすくなるよう一つの項目として連続表記し、前回までの別々での記載方法から改めております。

また、前回は令和6年度～8年度の数値目標と令和5年度までの実績を上下に並べて記載していましたが、今回の案では、令和5年度までの実績については24ページから34ページでまとめたの記載に変更しています。

構成における変更内容は以上ですが、続いて具体的な修正内容として、前回協議会でのご意見をベースに修正・追記を行った箇所をピックアップしながらご説明していきます。

7ページから10ページの手帳所持者状況について、各グラフ上における「障がい者」を「障がい児者」の表記に改めています。11ページ下段では、新たに18歳未満の子どもに絞った手帳所持者数を再掲いたしました。

13ページでは「発達障がいのある子どもの状況」を新規追加しています。発達障がいは手帳交付がないことから、診断数の把握が難しいため、南丹市子育て発達支援センターにおける発達支援相談件数をベースとして年齢別に上段でグラフ化し、下段のグラフでは経過観察となった数や医療につないだケースの数などを記載しています。ここで注意いただきたいのは、医療紹介したケースすべてが発達障がいの診断をされたわけではなく、あくまでも医療へ連携したケースです。また、医療連携が必要となる背景として想定されるケースは、①訓練が必要な場合、②服薬が必要な場合、③保護者が診断名をつけたい場合や、進学における配慮を必要とする場合がほとんどで、それ以外で子育て発達支援センターから連携することは少ないのが現状です。これは、診断名をつけることよりも、本人の社会における「困り感」を軽減するための支援に重きをおく視点に立っています。しかし、実際に医療連携される数も把握していく必要はありますので、どの年齢における連携が多かったのかなどの分析は今後の課題と考えています。

次に、南丹市では、「子育て発達支援センター」と「基幹相談支援センター」の事業運営に早くから取り組んでいますが、これまでの計画ではそこが表れにくかったので、今回「事業トピックス」として、それぞれ43ページには「子育て発達支援センター」の取組、56ページには「基幹相談支援センター」の取組を新たに追加しています。特に、基幹相談支援センターは、相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行っていますが、そのみではなく市内の相談支援事業所で対応がうまくいかない場合のサポートや指導も行うなど、重要な役割として位置づけられていますので、南丹市の取組として掲載しております。

次に、53ページ(2)難病患者等への支援の充実の中で、2つ目の項目「取組の方向性」において、前回の素案では「難病患者への支援の明確化」と記載していたこと

で、明確化の意味するところへの質問をいただいております。難病指定については府の保健所が行っていますが、市が支援する内容としては、日常生活に関する支援や介護に関する相談への支援が位置づけされますので、記載についても修正を行いました。

続いて、64 ページから始まります基本目標 6 の共感しあえる地域づくりのために、としている中で、次の 65 ページ (1) 福祉の心・人権意識の高揚としている「福祉の心」の記載について、「福祉マインド」の表現のほうに適しているのではないかと、この意見をいただいております。これについて事務局でも検討したところ、意味合い的にはほぼ同等として取り扱われることが多いようですが、一般的に「福祉マインド」は人が人らしく生きていくために必要な環境や制度などを調べて追及する、研究するといった時に使われ、「福祉の心」は、自分のことも周りの人も大切にしようとする精神、自立心や思いやりの心であり、みんなで見守っていこうという表現としても優しい印象があります。「マインド」も「心」も、どちらも間違いではないのですが、検討した結果、「福祉の心」を採用することといたしました。

次に、68 ページ第 5 章からの各目標ですが、前は国としての目標基準を記載していました。今回はそれを「国」ではなく、「南丹市」が目標とするべき基準に見直し、一つの例としては子育て発達支援センターで実施する事業を市の独自事業として目標に追記するなど、目標値においても南丹市ベースの内容に見直しています。ベースは国基準を採用しながらも、南丹市の特性やこれから段階的に取り組もうとする内容もある中で、今現在の南丹市のペースも考慮しなければ実情に沿った計画からは程遠くなってしまふ恐れもあるため、実現可能な中でどこまでを目標とするのかを再検討いたしました。ただし、大きく目標を下げるということではなく、あくまでも国基準をベースに置くこととしています。

次に同じ 68 ページの第 5 章ですが、先ほど目次においてご説明しましたように構成変更を行っています。第 5 章 障害福祉計画では、18 歳以上を対象にした内容としています。

68 ページの「福祉施設の入所者の地域生活への移行」においては、施設入所者数の目標値を前は国の算出基準に基づいて 52 人とし、削減数を 3 人としていましたが、それを見直し、令和 8 年度末の見込みを 55 人と修正しています。その理由として、現時点（令和 5 年 12 月現在）の入所者数が 56 人であることから、国が示す削減率を見込むのは難しい現状があること、そして施設からの地域移行者を 4 人と見込みながらも、一方では新規で入所を必要とする方の受け皿も確保する必要があるためです。削減見込みが 0 人となったのは、それらの理由により入所者数の目標値を 55 人と見込んだことによるものです。

前回協議会でご意見のあった待機者数の把握についても、利用者の支援ニーズに応じていく上で今後必要と考えますが、南丹市の対象者が必ずしも南丹圏域の施設を希望されるわけではなく、圏域外への入所をされることもある中で、待機者の実数把握は難しいのが実際です。そのような中、今回、南丹圏域の各相談支援事業所に、地域生活支援拠点に関する対象ケースの把握調査を行いました。各事業所からの集計デー

タについて、本日資料提示がなく口頭での説明になりますが、利用者 200 人のうち、一人暮らしの方が 64 人、また、親と同居の方が 53 人おられる中、さらに親が 75 歳以上、いわゆる 8050 問題に繋がる世帯と思われる方が 17 人おられました。また、親がおられず兄弟と同居されている方は 4 人であるという現状も今回把握することができました。これらは将来的に入所へと繋がる可能性があるとも考えられ、特に、親と同居の世帯全体で、親が 75 歳以上の割合が 3 割以上にものぼっているという状況は、支援ニーズを把握する上での参考数値になるものと考えます。今後も、相談支援事業所からの聞き取りやネットワーク会議における日常的な連携の中において、情報収集は継続して行っていきたいと考えます。

続いて、70 ページの (3) 地域生活支援の充実の目標②において、「強度行動障がいのある人に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向けて圏域で検討」としています。強度行動障がいの対象者については、前回の協議会でも今後把握していく必要があるのでは、とのご意見をいただいておりますので、次の 71 ページの「現状分析と今後の見込み」において、直近のデータとして 18 歳以上では 45 人、児童は 1 人の数値を記載しています。これは南丹市の障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方における「行動点数」で抽出した人数ですが、地域生活支援拠点等の体制整備における支援ニーズの把握のためにも、今後も継続した分析が必要と考えております。南丹市の現状としては、地域生活支援拠点等の面的整備において、70 ページの目標値の下に記載している 5 つの機能のうち、①相談と②緊急時の受入れ・対応の整備が一定できている状況であり、強度行動障がい者への対応が必要な④専門的人材の確保・養成については、今後の課題として、本計画の目標としても整備に向けた検討としております。また、数値目標にあげております拠点コーディネーターの配置については、圏域総合相談支援センター結丹に継続してお世話になることで圏域で 1 名配置とし、運用状況の検証及び検討回数としても 3 回実施としています。

次に、88 ページにおいて、⑧重度障害者等就労支援特別事業を新たに追記しています。これは、令和 4 年度からスタートした市独自の事業であり、企業に雇用される重度障がいのある人に通勤支援や職場等における業務外の支援を提供するものです。実績はまだありませんが、今後のニーズに応えられるよう見込んでいます。

次に、89 ページから 93 ページを、18 歳未満の子どもを対象とした障害児福祉計画とし、第 6 章として位置づけしています。89 ページの (1) 障がい児支援の提供体制の整備等では、前回協議会の時点ではまだ圏域で未調整であった箇所について、赤で記載しています。目標②では、令和 8 年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築としており、下の目標値の②-1 では圏域及び市において保育所等訪問支援の利用を推進する体制を構築、としています。圏域では花ノ木医療福祉センター、市では子育て発達支援センターでの療育事業として、つくし園が実施する保育所等訪問支援の体制構築を目標値とし、次の②-2 では南丹市が運営する子育て発達支援センターにおける保育所等訪問支援や学校連携の体制構築を目標値としています。保育所等訪問支援とは、保育所などに専門職が向いて発達障がいのある子どもへの関わり方をフィードバックすることで、地域にお

いて子どもを包容する体制を推進することへと繋げるサービスです。すでに構築済みの体制ではありますが、今後も継続維持していくことを目標としています。

続いて、91ページの②障害児相談支援等をご覧ください。子育て発達支援センターで実施しているサービスを赤で新たに追記しています。これまでは国基準で示されたサービスのみの記載としていましたが、南丹市の独自サービスとして実施する発達相談、OT相談、ST相談なども南丹市の重要な取組として追記いたしました。先ほど13ページで発達障がいの子どもの状況として、相談件数などの記載についてご説明しましたが、91ページで記載する見込み量はそれらの相談を受けるための体制となっています。これらの各種相談に関する実施回数を独自指標とし、現在実施している回数を維持していくことを見込んでいます。

また、③発達障がいへの支援に、親子運動プログラムを追記しています。これも子育て発達支援センターで取り組んでいる市独自サービスで、センターの作業療法士が保護者と園児を対象に親子遊びを交えたプログラムを提供することで、保護者に対して遊びの根拠や子どもとの関わり方に関する講義を行うものです。前回協議会の素案ではペアレントメーターなどのサービスも記載していましたが、子育て発達支援センターとして力を入れて取り組むサービスに絞って計画に残すよう見直した結果、ペアレントトレーニングと親子運動プログラムの2つのサービス実施を目標として見込み量を設定し、事業推進を図るとする記載に修正いたしました。

資料①の計画案について、修正・追記を行いました説明は以上ですが、続いて資料②をご覧ください。本日の協議会が令和5年度第3回となり、パブリックコメントに向けた内容協議とさせていただいております。そのパブリックコメントの期間ですが、年明け1/12（金）から2/5（月）を締切として実施する方向で準備を進めているところです。本日委員の皆様からいただく意見を計画に反映しまして、最終案としたものをパブリックコメント前に改めて委員の皆様へ送付させていただきます。パブリックコメントを終えましたら、次回3月に予定している第4回協議会ではパブリックコメントの結果報告をさせていただき、計画案の最終調整として再度協議いただきたいと思います。

続いて、資料③をご覧ください。

先ほどの資料①をベースに作成しました概要版となります。市民の方にこの計画をより身近に感じてもらえるよう、窓口における周知広報への活用を予定しています。仕上がりはカラー刷りを予定しており、これからデザインも入りますので、このままで仕上がるものではないという前提で、今回は記載内容の確認として提示させていただいております。

表紙をめくっていただき、2ページでは、基本理念や計画期間、この協議会の連携体制を記載し、次の3ページからは第4期障害者計画とし、基本目標1～6の施策内容を5ページにかけて記載しています。6ページ・7ページでは、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画における提供サービスをあげておりまして、それぞれの生活圏域でどんな提供サービスを受けられるのか、視覚的にイメージがしやすいよう図において表しています。最終8ページでは、計画の進捗管理を行うためのPDCAサ

	<p>イクル、そして「障がい」の表記についての基準を掲載し、全部で8ページの仕上がりを予定しています。</p> <p>最後に、前回の協議会で、発達障がいのある子どもさんの保護者の方に、この協議会の委員として入っていただいているかどうか、との意見をいただいていた。事務局でも検討しているところですが、候補者選定にも期間を要することから、今年度の委嘱は難しい状況です。しかしながら、計画策定にあたり、当事者の保護者の方の意見はいただきたいと思っており、どなたを対象とするかは未定ではあるものの、パブリックコメントの時期に併せて、直接意見照会を行えるよう検討していきたいと思っております。</p> <p>以上を次期計画案についての説明とさせていただきます。</p>
会長	事務局の説明に対し、ご意見やご質問はございませんか。
A委員	<p>前回の会議にて発言した意見について、ほとんど取り入れていただけていません。この会議は何のために開催しているのか、今、無力感でいっぱいです。計画の内容については、後ほど申し上げますが、それ以外の部分について、質問させていただきます。まず1点目、パブリックコメントについては、どのように実施されるのか。パブリックコメントの意見については、公表が義務であると思いますが公表されますか。また、2点目として、計画についても公表する必要がありますが、市民への公表の方法としてはどのようにされる予定なのか。公表には概要版を用いるのであると思っておりますが、この概要版については、どのように使用される予定なのか教えていただきたいです。私は、全戸配布をしていただきたいと思っています。</p>
事務局	<p>前回会議のご意見を取り入れていないわけではなく、ご意見の内容について検討した上で見直しを行い、新たな計画案として本日提示しております。</p> <p>パブリックコメントについては、結果を公表する形で進めさせていただきます。また、概要版については、印刷部数の関係上、各戸への配布は行いませんが、窓口における配布やホームページの掲載等により周知を図る予定です。</p>
A委員	パブリックコメントについては、意見を計画に反映するということですか。また、意見に対する回答についても公表されますか。
事務局	意見内容に応じて、必要な部分は計画への反映、計画の修正を行います。また、意見に対する回答についても公表させていただく予定です。
A委員	概要版を全戸配布している計画もたくさんあるので、この計画もそのようにして欲しいです。
事務局	概要版は500部の印刷を予定しており、すべての世帯へ配布することは難しいです。予算の関係もあるので、ご理解いただきたく思います。
会長	パブリックコメントの意見を踏まえて、必要に応じ計画の修正が行われ、それ

	<p>ぞれの意見や回答も公表されるとのことでした。どうぞよろしく願いいたします。</p>
B委員	<p>概要版についてですが、市民の皆様にご覧いただくものであるため、デザインに関しては、ユニバーサルデザインを意識した表現を図ってほしいと思います。計画の中身をわかってもらうための工夫を検討してほしいです。また、「ニーズ」という言葉が、一般的には伝わりにくい、分かりにくい言葉かもしれないと感じました。具体的に日本語で示すとすると難しい。ニーズの他、ユニバーサルデザインやノーマライゼーション、この辺りも注釈等で言葉の意味を説明いただければと思います。</p>
事務局	<p>概要版に、それぞれの言葉の説明を追記させていただきたいと思います。</p>
B委員	<p>68ページの共同生活援助（グループホーム）に記載のサービス内容ですが、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとあります。人手が足りないグループホームでは、介護や介助が行われないこともあると聞いていますが、実際のところはどうか。また、グループホームは、入る際に一定のお金がないと入所できないとも聞いていますが実態を教えてください。</p>
C委員	<p>私は、亀岡の方でグループホームを運営しており、現在9か所のグループホームを運営しております。私どもの方では、施設に入所されている方が地域へ移行する際に利用いただくことも多く、施設入所が必要となっていたような重度の方の入所移行も多いです。グループホームに入られてからも通院が必要な方も多く、そういった方へは、通院の際の支援もさせていただいています。グループホームにはバックアップするための施設があるので、そちらからの支援により利用者への支援を行っております。夜の対応についても、グループホーム施設での状況を毎夜、夜勤の者への情報共有をしており、食事についても施設で栄養状態等を把握し、適切な食事の提供を行っております。また、施設の看護師による定期的な健康状態の把握も行っている状況です。もちろん、各グループホームによってバックアップバックする体制が違うので、どの事業所でも同様の状況であるわけではないのですが、私の事業所としては現状このようにご支援させていただいております。</p>
事務局	<p>グループホーム入所にあたっては、計画相談の中で、障がいのある人本人の特性に合った施設を紹介していくものとなっています。通院などの状況等も含め、利用する方の状況に合わせて、計画相談員が適切な施設の紹介を検討していく形です。入所の際の費用についても、実際に生活保護をもらいながら、施設に入所している方もいらっしゃいます。必要な支援については、関係機関との調整も行いながら、適切な施設入所を支援していく体制が取られています。</p>
会長	<p>私が運営する施設としても、必要に応じた介護・介助を行うことを大前提としているので、今後そうでないようなお話を聞かれた場合は市へご相談いただきました。</p>

	<p>いと思います。</p>
D 委員	<p>グループホームとしては、配置基準が決まっており、入る人が増えたり、重度の方が入られた場合は、生活支援を行うための人員を増やすことが法律で決まっています。介護の提供がないという状況は、あってはならないことです。各事業所については、京都府の方で3年に1回くらいの頻度で、実地指導により調査が入って、状況の確認もなされています。もし、介助・介護がなされないグループホームがあるということであれば、状況の把握は必要と思います。</p>
E 委員	<p>各事業所が適正に運営されているかを確認するのは、保健所の方でも行わせていただいております。保健所の役割としても大きなものであると認識しております。指定の受けたサービス事業所について、適正に事業実施されているかの監督を担っております。グループホームは、先ほども説明がありましたが、人員配置が決められており、保健所としては、事業所の方から提出される書類内容を確認したり、事業所へ訪問して状況を確認するなどして、運営に対し、指導や助言を行っております。ここにおられる委員の方の中にも、事業所運営をされている方もいらっしゃいますが、それぞれの事業所では、得意分野といいますか、受け入れる方の特性に応じた対応を取られるにあたって、この支援はできるけどこの支援は難しいといった特性があったりします。しかし、責任をもって対応ができない部分については、事業所の方で入所の際に説明がなされる形です。精神障がいの方への支援に力を入れて重点的に受け入れる事業所もあれば、重度の身体障がいの方を受け入れる事業所もあり、事業所それぞれの特徴や特色を把握し、利用希望者さんのニーズに沿ってマッチする事業所を相談事業所の方で検討・判断いただくようになっています。入る方のニーズと、事業所の特徴が合わない際には、責任をもって対応することができないので入所が難しいとお断りすることも可能性としてはありますが、事業所の方でそこには一定の説明があると思います。しかし、基準を満たしていない事業所については、またそことは別だと思っておりますので、保健所の方でも指摘・指導はしっかりと今後も行っていきたいと思っております。</p>
D 委員	<p>他の委員がおっしゃるように、法令違反をしているのであれば、それは指導が入るべきだと思いますが、人員不足や施設の実力的に断らざるを得ない状況にある可能性もあるので、一概に違反しているだけとは限らないと思います。配置基準を満たしていないのであれば論外であるけれども、事業所によっては、対応ができない状況にあるとか、事業所として縮小の方向で運営を進めている場合もあると思いますし、実際に私どもが運営する施設も縮小の検討を進めてきたところです。介護の負担が課題となっている中で、グループホームの人員配置についても基準が見直されてきてはいますけれども、人材のキャパシティや事業所の実力として受け入れが難しいと判断する事業所もあるだろうと思います。施設では夜勤者がいることが義務づけられていますが、グループホームは義務ではなく、配置した場合は加算という形です。人員の関係で夜勤者が配置できない場合もあり</p>

	<p>ます。グループホームの運営にあたって、もちろんそれなりのコストもかかりますし、年々人材の確保は難しくなっています。運送会社も人手を確保するのが難しくなっているとニュースで騒がれていますし、どんな分野でも人員不足は今後も進んでいくでしょう。人材確保は大きな問題であると思いますが、明確な答えが出ないのが難しいところです。外国人人材もコミュニケーションの課題もあります。事業所として、人材確保ができなければ受け入れが難しいという状況も出てくるだろうと思います。しかし、「人員確保」と「配置基準を満たしていないこと」は分けて考えないといけないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他にご意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
<p>A 委員</p>	<p>計画に関して、記載をいただきたい部分を申し上げます。51 ページですが、精神障がいの方をはじめ、ひきこもりは課題であるし、関心が高い項目であると思います。ひきこもり対策、ひきこもりへの対処方法について具体的な取組を記載してもらいたいです。独居の方でひきこもっている方が、私のまわりにもたくさんおられますので考えていただきたいと思います。</p> <p>次に 55 ページです。相談支援専門員の人材確保に関しては、課題として認識していると市の方でも認められたと思います。この課題についてどう解決していくのかについて、計画に明記してもらいたいです。今の計画の記載内容では、課題解消のための文章にはなっていません。この対応で、障がい者のニーズに応えられる体制にしていけるのか、しかも、専門員の方についても仕事をしている中で燃え尽き症候群のようになってしまっている人もいると聞きます。サービス提供をする側が生き生きと働けるように支援できるような取組を進めてもらいたいですし、生き生きと仕事ができるような対策を進めていくことを計画に記載いただきたいと思います。</p> <p>次に 56 ページです。地域における相談に関して書かれている項目について、民生委員等の地域の相談機能が機能してないと、前回にもお伝えしたと思います。その状況に対して、どう対応していくのかを計画に明記してもらいたいです。地域の民生委員の名前や連絡先が公表されていないので、市民が相談したいと思った時に相談できない状況にあります。市民に対してそういった情報が公表されてこそ、地域の相談体制が確立されるものと思います。</p> <p>次に 58 ページです。権利擁護体制のところ、法人後見については「社協がやっている」ことを明記してください。また、適正な運営をしていくのはあたりまえのことだと思います。法人後見に関しては、利用を促進していくという表現に書きかえてもらいたいです。「安定した人に対し、市民後見」というような文章があります。これは、「はじめから、申し立て時点から」市民後見を使えるように記載を修正してもらいたいです。また、文章の終わりに検討していくとありますが、市民後見人はもう事業として走り出しているのに「検討」はおかしいと思います。「促進」に書きかえてください。社会福祉協議会に関して、社協の事業について支援するというこの「支援する」という言葉が良くないと思います。また、</p>

	<p>「浸透」という言葉も他の表現に変えていただきたい。「推進していきます」に書きかえてください。成年後見の人材養成についても記載してもらいたいです。</p>
事務局	<p>これまでに伺ったA委員のご意向については、担当課の方でも把握、踏まえて検討したうえで計画の記載内容を調整させていただいております。本日の会議で議論いただきたいのは、計画としてどのように表記していくのかという部分で、A委員からのご意見については、実際に取組を進めていく段階のものであると考えます。</p> <p>法人後見についても、社協さんで実施いただいていることは、担当課としてももちろん把握しております。しかし、今後としては、他の法人にも取り組んでもらいたい、取り組んでもらえればという考えもありまして、社会福祉協議会という明記はしていない状況です。このように、計画内容として、どのような表現にしていくことが望ましいか、またふさわしいかというところを本日の協議会ではご意見をいただきたいと思っています。</p>
会長	<p>本日提示いただいた計画案には、今の状況や課題についても記載されており、取組内容としては、今後の方向性として記載がなされているところです。この計画は、3年ないし6年の計画期間を持つものです。取り組んでいく内容として細かい部分は、方向性ではなく、手段としてのものとなり、計画に記載する内容とは分けて考えた方がよいと思います。詳細な手段は、担当課で実際に取り組んでいく際に考えていくものであると思います。今年度の協議会は、計画の方向性として大きな枠でとらえた協議を任されているところで、計画の内容としてこの形でよいか、委員の皆様から意見をいただきたいと思っています。</p>
F委員	<p>会長の意見に同意します。今は計画を作る段階ですので、方向性について検討を進めていければと思いますし、今後どう具体化していくかについては、また改めて委員が集まり検討して考えていくべきだろうと思います。</p> <p>実際に取り組んでいく際には、今ご意見のあったひきこもりに関しても、市の社会資源の1つを担う団体として、何がしていけるのか、こういうことができるのではないかと、といったことを各事業所で考えていくこと、そしてそれを実際の取組に反映していくことが必要ではないかと考えます。こういった部分については、A委員にも具体的にどういった取組の案があるのか、教えてもらえるとありがたいと思います。</p> <p>また、相談の人員に関してですが、先日研修が終了しました。研修を終えて現場に入る人員が増えても、相談支援事業所に入る人材が増えないと相談支援事業所はしんどいままで、人は増えていきません。そういった状況に対して、事業所はどう考えていくのか、これはそれぞれの宿題だろうと思います。相談支援事業所の人員不足も施設の人員不足も大きな課題ではありますが、市の方にどうにかしてもらいたいと言ってどうにかなる問題ではありません。実際に計画推進していく際には、そういった部分にも、詳細な具体的なものを案としてもらえればあ</p>

	<p>りがたいと思います。</p>
A委員	<p>ひきこもりに関しては、ひきこもっている人に対してどのようにアプローチしていけるかを考えることが必要であると考えます。具体策があるわけではありませんが、そのあたりをどうやってつなげていけるか考えていければと思います。</p> <p>成年後見については、体制の確保を頑張っ取り組んできているのだからこそ、今後も人員確保に取り組んでいくのであれば計画に記載いただきたいと思ひます。また、制度を使わない人への支援についても記載してもらいたひです。</p> <p>福祉避難所に関しては、非常時であつても福祉が受けられる避難所に行けることが重要であるにもかかわらず、受け入れる事業所の状況によっては福祉避難所に行けない可能性もあるという状況です。そういった状況への対処についても、明記をお願いしたいと思ひます。</p> <p>生活サポート支援事業は、見守りや生活へのサポートをしていただける支援なので、精神障がい者にとっては、大変ありがたい事業です。ぜひ、推進してもらいたひと思ひます。</p>
事務局	<p>3ページに記載のあるように、南丹市では、総合振興計画があり、地域福祉計画があり、その中の個別の計画としてあるのが、今回策定しているこの計画となっています。福祉全般に関わる取組については、地域福祉計画の中で触れていくものも多く、成年後見制度は特にその項目です。また、委員長からも説明いただきましたが、計画は細かいところに触れるものではなく、方向性を示すものであるので、そういった部分を踏まえたご協議をいただければありがたいです。</p>
D委員	<p>成年後見制度でいうと、今現在、制度内容に関して議論が進められているところですが、成年後見制度は、後見人として専任されたら、その後見人はずっとそのまま制度として後見人であり続けなければいけません。成年後見制度は、相続の時に利用される方がほとんどで、その手続きが必要になった際に申し立てる人が多くなっています。ほぼ、心身の不調が理由で申し立てされる方はあまりいません。その際、やはりお金がらみなので、専門職が後見人としてつくことが多いのですが、相続に関する手続きは1~2か月で終わります。しかし、後見制度はその後も続いていくので止めれません。制度を利用しているので、お金もかかり本人の財産も減っていきことが今問題になっています。</p> <p>また、もう一点、不正が多いことも問題視されています。法人後見でも実際にありました。弁護士の不正も多いです。このあたりも含めて、この制度は本当に有用なのか、という疑問が生じ、議論がなされています。今後は退任ができるようになるかもしれませんし、そういった検討も進んでいくだろうと思ひます。</p> <p>こういった状況も踏まえて、詳細の議論を進めていくよりは、方向性をみながら考えていくべきものなのだろうと思ひます。制度は国ベースのものでもあるので、国の方針も見ながら進めていくものだと思います。</p>

<p>会長</p>	<p>計画内容としては、方向性についても一定記載されている現状の表記内容で問題ないと思いますが、委員の皆様の意見もいただければと思います。</p> <p>また、ひきこもりの対策に関していうと、実際に取り組んでいくタイミングでは、具体的手段が必要になってくるだろうと思います。今後、こういったサービスや支援が考えられるのか、そのあたりは改めて協議会でも議論していければと思います。計画に詳細の方法等が記載されてしまうと、狭い視野でしか考えられなくなり、取組としてもその方向性で行かなくてはいけなくなる部分もあります。これからの取組については、今後の協議会の中で協議できればと思います。</p> <p>記載内容として、一定この形で委員の皆様の了承をいただけたとさせていただきます。記載内容として、一定この形で委員の皆様の了承をいただけたとさせていただきます。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。今後の協議会の中で、課題の掘り起こしや取組内容に関する掘り起こしもしていければと思います。他に意見はありますか。</p>
<p>G 委員</p>	<p>このタイミングで申し訳ないのですが、概要版に関して、障がい者の人数が記載されているところ、ここには出典や年度の表記が必要ではないかと思っておりますので検討をお願いします。</p> <p>また、ひきこもりに関して、地域の中でもひきこもりの方が多くいて、私の近所にもいらっしゃる状況です。そういった方々の中には、保健所の相談にも南丹市の相談にも繋がってなくて、どうしたらいいか悩んでいる方が多いです。脊柱管狭窄症で診療にかかっている方で、ひとりで自宅で過ごすことができず、介助などをされているご家族がいるのですが、その方も悩まれています。ひきこもりに関しては、その家族への支援についても大事な部分だと思います。そして、相談に関しても、もっと気楽に行けるようになればよいと思うので、そういった部分でも相談員が増えてほしいと思います。基幹相談も含めて幅広く対応いただいているところではありますが、2人で本当に大変だろうと思います。人が増えていかないと、一人ひとりに寄り添って話を聞くことが難しくなってしまうだろうと思います。人が入ると、そういった支援の方法も開けていくと思いますし、人員が増えていくことを望みます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ひきこもり対応については、福祉相談課で対応させていただいております。困っているけれどもどこに相談したらいいかわからないという方についても、福祉相談課の方で対応しております。また、相談内容に応じて、府の家庭支援総合センターや脱ひきこもりセンターとの連携も図りつつ、市としても家族や本人からの相談の希望に沿った支援を聞き取りながら支援を進めているところです。困りごとを発信できない人への支援としては、相談員や民生委員をパイプ役として情報共有し、支援に繋げるというケースもあり、関係機関、福祉相談課、府とも連携してひきこもり支援に取り組んでいます。また、ひきこもりの方の状況を把握した上で、その方に障がいがある場合は、市の基幹相談支援センターとの連携も</p>

	<p>図り、専門的な支援につなげることとしています。</p>
会長	<p>出典等の追記は必要だと思しますので、対応をお願いします。また、相談に関してはきっかけづくりが大事だと思いますが、そのきっかけすらどうしたらいいかわからないという方もいると思いますので、ここに相談してくださいね、という相談窓口を知らせる働きかけは市の方で対応いただければと思います。こちらは計画に記載することではないと思いますが、チラシ等の配布で積極的な周知の働きかけをお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>そういった案内についても、市としては定期的に行っており、今後も引き続き取り組んでいきたいと思えます。市のホームページや各窓口、市の基幹相談支援センターにおいても情報発信しており、様々な媒体での発信を行っています。市として、1回発信すればそれでいいというような形ではなく、これからも周知については継続して行っていきます。</p>
会長	<p>他に意見はありますか。</p>
B 委員	<p>58 ページの「浸透」という言葉について、私も「推進」の方が適切であると思えます。中学校くらいに習ったことですが、浸透は徐々に入ってくるような、受け身的なニュアンスがある言葉であると思えます。表現について見直していただければと思います。</p>
A 委員	<p>この案でパブコメにかけるという計画を、我々の方で見せてもらうことはできますか。</p>
事務局	<p>本日の意見を踏まえ、内容を見直した計画について、再度送付させていただきます。</p>
会長	<p>他に意見等ありませんか。ないようでしたら、これで本日の協議は終了とさせていただきます。委員の皆様には審議いただきまして、ありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは、閉会にあたりまして、山本副会長からご挨拶をいただきたいと思います。</p>
副会長	<p>本日は12月も半ばのお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。本日の審議を踏まえ、障がい者の計画が充実したものになるよう願っています。</p> <p>私は以前、特別支援学校に勤めておりましたが、人工関節を入れることになり入院した経験があります。手術後に、ベッドの上で長く過ごした後に、車いす移動ができるようになった時は本当に感激しました。行きたい時に行きたいところに行けるという移動の自由があることが、こんなにもうれしいのかと思いまし</p>

	<p>た。その時、生徒たちが給食の後に車いすでプレイルームに行きたいとよく言っていたその思いをすごく理解できました。しかし、車いすの移動は本当に難しく、少しの段差でもつまづくため大変なことが多いです。卒業後の生活として外の社会にも目を向けて考えることの大切さを学んだ経験でした。本人だけでなく家族も、そして障がいのある人だけでなく高齢者にとっても豊かな生活ができるように願っています。</p> <p>それでは、皆様よいお年をお迎えください。本日はありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは、以上をもちまして南丹市地域自立支援協議会を閉会させていただきます。次回の開始は、パブリックコメント後の3月を予定しております。委員の皆様には、日程が決まりましたら改めてご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。本日は、お忙しい中のご出席、誠にありがとうございました。</p>